

沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画（1号）認定実施要領の運用

〔 制定 令和7年1月8日 農営第1358号 〕
沖縄県農林水産部営農支援課長通知

沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和7年1月8日付け農総第1789号。以下「認定要領」という。）の規定に基づき作成された環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認定に関し、「沖縄県環境負荷低減事業活動実施計画（1号）認定実施要領」（令和7年1月8日付け農営第1358号。以下「実施要領」という。）に定めることのほか、次のとおり基準等を設ける。

1 申請実施計画の審査等の手順

- （1）農業改良普及センター又は農林水産振興センター（以下「普及センター」という。）は、認定要領別記様式第1号及び第6号により申請のあった実施計画（以下「申請実施計画」という。）を地区エコファーマー運営会議において審査する。
- （2）普及センターは、実施要領第4条第2項により申請された実施計画（以下「申請実施計画」という。）を知事へ意見書（参考様式第2号）を添えて副申することとする。なお、地区慣行基準を設定した場合は、慣行基準設定資料を添えることとする。
- （3）沖縄県特別栽培農産物認証要綱（平成18年4月策定）別記1別表1（以下「県慣行レベル」という。）に記載の無い品目については、その地区の当該品目における栽培調査を行い、地区エコファーマー運営会議において、地区慣行基準を設定する。
- （4）知事は、特に必要性を認める場合、沖縄県環境保全型農業推進協議会を開催し申請実施計画について検討を行う。

2 実施計画の認定基準

申請実施計画の認定は、実施要領第5条第1項の規定及び次に掲げる基準を満たすものとする。

- （1）申請実施計画が、沖縄県みどりの食料システム基本計画（令和5年3月策定）に適合するものであること。なお、県慣行レベルに記載のない品目について申請があった場合、地域特性、当該品目の生産の経緯等を調査した上で、管轄普及センター（担当班長）、営農支援課が協議し、地区エコファーマー運営会議における申請実施計画の受理を決定する。
- （2）実施する生産方式の内容については、堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学肥料窒素成分施用量及び化学農薬（節減対象農薬）

の有効成分延べ使用回数が、県慣行レベルにおける県慣行栽培と比較して約3割以上の低減が妥当とされた申請実施計画について認定を行うものとする。

- (3) 環境負荷低減事業活動を実施する作物ごとに、その生産方式による作付面積が当該作物の作付面積全体の5割以上を占めること。
- (4) 申請実施計画の目標を達成される見込みが確実であること。
- (5) 申請実施計画の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項が目標を達成するため適切なものであること。

3 認定実施計画の変更

認定実施計画の変更は、変更後の実施計画のほか、変更前の認定実施計画の実施状況報告書（別記様式第7号）を添付するものとする。ただし、輪作等による圃場の変更、借地等によるやむを得ない理由による圃場の変更は、5の規定による実施状況報告の提出時に、変更した圃場の土壌診断結果を添付することで変更手続きを省略することが出来ることとする。

4 認定実施計画の軽微な変更

認定要領第4の2の規定による認定実施計画の軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 環境負荷低減活動の実施期間の6月以内の変更
- (3) 環境負荷低減活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について1割未満の増減を伴うもの
- (4) 地域の名称又は地番の変更
- (5) 実施者の追加
- (6) その他の実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

5 実施状況報告

- (1) エコファーマーは、再認定を希望する場合は認定期間が終了するまでに再認定の申請とあわせて、実施状況報告をするものとする。再認定を希望しない場合は認定期間の終了年度末までに実施状況報告をするものとする。
- (2) 団体に認定された場合は、その構成員の概ね1割以上を抽出し実施状況を報告できるものとする。
- (3) 上記の(1)、(2)に対してエコファーマーが実施状況報告をしない場合、原則として翌年から起算して3年間は認定を行わないものとする。
- (4) 普及センターは、実施状況報告を確認し、必要に応じてエコファーマーへの助

言・指導を行う。

6 実施計画の再認定

認定実施計画（実施要領第6条の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の認定期間が終了した場合、エコファーマーは再度実施計画の認定を受けることができることとし、手続きについては、実施要領第3条から第5条の規定を準用する。再度の認定は、2の規定及び次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 認定申請実施計画の目標を達成したエコファーマーについては、新たな技術の追加又は技術内容の向上を目指して新たな目標を設定する。
- (2) 認定申請実施計画の目標を達成できなかったエコファーマーについては、その原因を分析するとともに、以後の計画の目標達成の可能性等を十分検討する。

7 認定実施計画の認定の取消等

- (1) 認定要領第5の規定により認定を取り消したときは、エコファーマーに重大な過失がないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、当該エコファーマーに対して認定を行わないものとする。
- (2) エコファーマーが死亡した場合、その時点で認定の取り下げがあったものとみなす。

8 関係機関の連携等について

- (1) 普及センターは、実施計画の認定を受けようとする者に対して実施計画作成の指導・助言を行うとともに、認定後においても、エコファーマーが実施計画の目標を達成できるよう技術等の支援を行うものとする。
- (2) 市町村は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）を推進するために、補助事業の活用等による啓発指導を積極的に行うものとする。

9 その他

- (1) 申請実施計画の認定、認定実施計画の変更及び認定の取り消しについては、実施要領及び本運用にて定める以外のことについては、法、法施行規則（令和4年農林水産省令第42号）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）及び環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和4年9月15日付け4環バ第161号）に即して運用する。
- (2) 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号。以下「旧法」という。）に基づき現に認定を受けているエコファーマーについ

て、法に基づく認定を希望する場合は、申請時に旧法に基づく実績報告を添付するものとする。なお、団体に申請する場合は、その構成員の概ね1割以上を抽出し実績報告できるものとする。

附 則

- 1 この運用は、令和7年1月8日より施行する。
- 2 沖縄県「環境負荷低減事業活動実施計画」認定要領の運用（令和5年3月27日付、営農第1715号沖縄県農林水産部営農支援課長通知、（以下、「旧運用」））は、この運用の施行日をもって廃止する。また、廃止前に旧運用に基づき行った、処分、手続き、その他行為は、なお従前の例によるものとする。